

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

なお、法令等につきましては、関連リンク地方財政の状況(総務省ホームページ)の地方公共団体の財政健全化をご覧ください。

○健全化判断比率の状況

(単位: %)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
総社市	—	—	11.3	61.4
早期健全化基準	12.71	17.71	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

①実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

②連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業元利償還金への繰出金等公債費類似経費の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率：地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率

○公営企業会計における資金不足比率の状況

(単位: %)

会計区分	①資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業費特別会計	—	20.00
公共下水道事業費特別会計	—	
国民宿舎事業費特別会計	—	
水道事業会計	—	20.00
工業用水道事業会計	—	

①資金不足比率：公営企業会計において資金不足が生じた場合の事業規模(料金収入)に対する資金不足の比率